

決 定 書

1 請 求 人

住 所 省 略

氏 名 省 略

2 請 求 年 月 日

令 和 8 年 7 月 3 日

3 請 求 の 要 旨

請 求 事 項 に つ い て は 、 主 に 以 下 4 点 で あ る と し て 整 理 す る 。

ア 浜田市議会事務局職員（書記 A）が、浜田市議会文教厚生委員会の行政視察に際し、委員から正式な委任を受ける前に独断で旅行を手配し、代金の決済を行っているが、これは公金支出における適正な手続きの順序を完全に逸脱した越権行為である。

イ 旅行代金の決済を職員個人のクレジットカードにより行ったことにより、職員個人にカードポイントが付与されることとなり、市の公費で賄われる経費を利用して個人的な利益を得る「不当利得」が発生しているおそれがある。

よって、職員個人のクレジットカード等を利用した公費の立替払いや決済の有無を調査し、ポイント取得等の不当利得がある場合は返還を求めることを勧告するよう求める。

ウ 旅行手配の手続きの逸脱や不正を指摘した際の威圧的とも取れる不誠実な対応は、全体の奉仕者たる公務員の誠実義務に著しく反する行為である。

エ 旅行手配の一連の手続きにおいて、不適切なキャンセル処理等によって市に損害が発生している可能性があるため、損害の有無を確認の上、損害が発生している事実が確認された場合は、当該職員等に対して損害賠償等の必要な措置を講じることが勧告するよう求める。

4 監 査 委 員 の 判 断

(1) 主文

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。

(2) 理由

法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において請求人は、法第 242 条に規定する住民監査請求の対象行為として浜田市議会文教厚生委員会視察団の旅費等について、「ア 委員から正式な委任を受ける前の独断での手配、決済」、「イ 職員個人のクレジットカード等を利用した公費の立替によるポイントの不当利得」、「エ 本件旅行の手配において、不適切なキャンセル処理等によって生じるキャンセル料等の公金支出」が「違法若しくは不当な公金の支出」とであると主張する。

しかし、職員が委員に対し立替払いを行う旨の事前説明を行わないまま、個人のクレジットカードで立替決済してはいるものの、市議会における行政視察の慣行に従い手配等の手続きを行ったものである。

令和 7 年 10 月に市議会議員の改選が行われたため、同慣行を承知しない議員がいるであろうことから、十分な説明が必要であったことは理解するものの、職員個人による全くの独断行為とはいえない。

また、浜田市職員等の旅費に関しては、「浜田市職員等の旅費に関する条例」第 25 条において、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下、「旅費法」という）」並びに同法に基づく政令及び省令の定めるところによる」と規定されてお

り、同法、施行令、省令、及び運用方針に基づき作成された「国家公務員等の旅費制度 よくあるご質問（令和 8 年 3 月 ver.1-2）」に次のように質疑応答の記述がある。

VI 旅費の請求手続

1「その支払を証明するに足る資料」には、具体的にどのような資料が該当するのでしょうか。

A. 領収書やレシートのほか、予約画面とクレジットカード明細のスクリーンショットなど、交通手段等の利用及びその支払いが客観的に確認できる資料が該当します。

この記述に「旅費」と記載されており、「旅費」は旅費法第 3 条の規定により旅行者本人に支給されるべきものであるから、この場合のクレジットカードは旅行者本人のものであると解され、個人のクレジットカードによる決済が必ずしも禁止されているわけではないと考えられる。

また、措置請求日時点では浜田市において公金に係るクレジットカード使用に際し付与されたポイントの精算に関する規定は存在せず、不当利得返還請求権が成立しているとは言えない。

なお、不当利得返還請求を行うためには

- ① 請求される側が利益を得ていること
- ② 請求する側に損失が出ていること
- ③ 利益と損失に因果関係があること
- ④ 請求される側が利益を保持する法律上の理由がないこと

の 4 要件をすべて満たす必要があるが、②に関しては市に損失が発生する原因となる規定が現存せず、④についても同様の理由で利益を保持する法律上の理由がないとまでは言えない。

さらに「エ 本件旅行の手配において、不適切なキャンセル処理等によって生じるキャンセル料等の公金支出が発生している可能性」については、予約のキャンセルにより航空券のキャンセル料 8,880 円が発生しているものの、令和 8 年 8 月 5 日に同キャンセル料を含まない額で当該職員に対して旅費の精算払いがなされ

ていることから、キャンセル料を公金支出したことによる損害は発生していない事実を確認している。

なお、「ウ 威圧的とも取れる不誠実な対応」に関しては、住民監査制度の請求要件である「財務会計上の損害の発生」の事実該当しない。

よって、本件請求は請求人が主張する、法第 242 条に規定される「違法若しくは不当な公金の支出」に当たる事実がないことから、住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法であると判断せざるを得ず、本件請求には理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

なお、今回の事案の発生は、出張における旅行手配の手順、旅行代金に関する職員個人のクレジットカード決済の可否及び付与ポイントの取扱いについて明確なルールがないことに起因するため、市民から公私混同の疑念を持たれないためにも、市長においてはこれら取扱いについて検討されたい。